

は じ め に

瑞穂市民憲章には、「文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります」とあります。この一節のとおり、瑞穂市には、日常的に様々な文化活動に取り組んでいる多く市民のみなさんがいらっしゃいます。そうした中でも幼い子どもから高齢者の方まで最も幅広く親しむことができる文化活動は読書ではないでしょうか。

特に子どもにとっての読書は、様々な本との出会いから新しい何かを知り、学び、想像し、考え、生きる力を培っていくための大きな力となります。このことから、家庭、地域、学校等においては、子どもが進んで読書活動を行う意欲を高めたり、生涯にわたる読書習慣を身につけたりするための環境づくりがとても大切となります。子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、子どもが興味を持ち、感動する本などを身近に整えること、また、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる家庭、地域、学校等が互いに連携し、相互に協力を図りつつ社会全体での取り組みを推進していくことが重要です。

本計画には、瑞穂市に生まれ、育ち、その未来を担うすべての子どもたちが本との素敵な出会いを経験し、本を読むことの楽しさ、すばらしさを味わうことができるよう、現在実践していることをもとに、それらの活動をよりいっそう充実させていくことを中心に、できる限り実現可能なことを盛り込みました。計画に沿った着実な取り組みを進めていきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「瑞穂市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の委員のみなさんに心から感謝申し上げます。また、読書活動に関する調査にご協力いただいた児童・生徒及び保護者のみなさんに深くお礼申し上げますとともに、多くの市民のみなさんに本計画へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

瑞穂市長 堀 孝 正

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 子どもの読書活動の意義	1
2. 国・県の動向	1
3. 子どもの読書活動の現状	2
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 基本目標	4
2. 基本的な方針	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	5
1. 家庭・地域における読書活動の推進	5
2. 保育所・幼稚園における読書活動の推進	7
3. 小学校・中学校における読書活動の推進	8
4. 市図書館における読書活動の推進	12
第4章 計画の効果的な推進に向けて	16
1. 今後の具体的な取り組み	16
第5章 子どもの読書活動推進計画の実施体系	17
第6章 推進計画の努力目標	20

参考資料

・資料1 子どもの読書活動に関するアンケート結果	21
・資料2 子どもの読書活動に関する法律	34
・資料3 文字・活字振興法	37
・子どもの読書活動推進計画策定の経過	40
・策定委員名簿 専門委員名簿	41

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

様々な情報メディアが急速に発達している高度情報社会においては、子どもたちにも多くの知識・情報が提供されます。特にインターネットなどで提供される大量の情報は、それらが有益か無益か判断する能力を十分にはもっていない子どもたちにとってはその生活様式にも大きな影響を与え、読書に親しむ機会が減少し、「活字離れ」や「読書離れ」、「言葉の乱れ」など、子どもたちの豊かな人間形成の上で、大きな社会問題となっています。

こうした現代を生きる子どもたちが抱える問題を改善し、子どもたちが自分自身の力で未来を切り拓いていく力をつけるために、今、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

子どもたちと本との出会いはあたたかい温もりの中で絵本を見ながらやさしい語りかけと楽しい絵を通して得られる心のかよい合いから始まります。その積み重ねから子どもたちは言葉のもつ意味や未知の世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や豊かな感性、思いやりの心などを身につけていきます。また、読書は物事をじっくり考えたり、自分の考えをわかりやすく伝えたりすることにつながり、基礎学力や読解力、そしてコミュニケーション能力の向上にも期待できるものです。さらには、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもたちは本を通して有益な多くの情報や知識を得たり、様々な人々の生き方に触れたりすることで、将来への夢や希望に心ときめかせるなどの喜びを感じとることもなります。

瑞穂市では、このような読書のもつ計り知れない価値を認識し、次世代を担う光り輝くみずほの子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて、本と親しみ、本を楽しみ、本から学ぶことができるような環境づくりを推進していくため、家庭・地域、保育所・幼稚園、学校や市図書館、行政など、社会全体で積極的に子どもの読書活動を支援していくことを目指していきます。

2 国・県の動向

平成11年 8月 子どもの読書活動について国を挙げて支援していくため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。

平成13年12月 子どもの読書に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が公布・施行されました。

平成14年 8月 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、施策の基本的な方向と具体的な方策が明らかにされました。

平成16年 3月 「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第一次計画）を策定し、すべての子どもの自主的な読書活動を支えるための具体的施策の方向性や各種団体等の連携・協力のあり方を示しました。

- 平成17年 7月 国民が本や新聞など活字に親しみやすい環境をつくることを目的として「文字・活字文化振興法」が施行され、読書週間の初日10月27日を「文字・活字文化の日」と決めました。
- 平成18年12月 教育基本法が改正され、これを受けて「学校教育法」、「図書館法」が改正されました。
- 平成20年 3月 国は第一次基本計画における成果や課題、諸情勢の変化などを検証した上で、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）を策定しました。
- 平成20年12月 岐阜県は教育の新たな指針となる「岐阜県教育ビジョン」を作成し、その中で、子どもたちの読書活動の推進について「現状」と「課題」「取組の基本方針」について明らかにしました。
- 平成22年 「文字・活字文化振興法」の制定5周年にあたる年を「国民読書年」と決めました。
- 平成22年 3月 岐阜県は第一次計画期間内における県、各市町村及び各種団体の取り組みの成果と課題を踏まえて、より効果的に子どもの読書活動を推進するために「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第二次計画）を策定しました。

3 子どもの読書活動の現状

瑞穂市では、子どもを取り巻く読書環境や、子どもの読書に対する意識や現状を把握するために、平成23年9月に「瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査」を実施しました。（調査結果の詳細は別紙資料にあります。）

(1) 小中学生対象のアンケート調査結果の概要

「本を読むことが好きですか」という質問に対して小学生では約90%、中学生では約70%の子どもたちが「好き」または「どちらかというとき好き」と回答しています。このことから多くの子どもたちは読書を好み、その楽しさもよく理解していることがわかります。

しかし、「どちらかというとき嫌い」または「嫌い」と回答している子どもたちが小学生では約10%前後、中学生では30%いることも事実です。そして1か月に一冊も本を読まない「不読者」（全国学校図書館協議会・第56回読書調査）という割合では特に中学生では20%となっており、全国平均の12.7%を大きく上回る結果となっています。

本を読まない理由としては毎日の生活の中で読書よりも優先されることが多かったり、読むことへの苦手意識や、本を読むことは好きだけれどもなかなかその時間が取れなかったりという、まさに現在の子どものなかなかゆとりがつかれない生活の様子を表しているようにも考えられます。このことは「どうしてもっと本を読むようになりますか。」という質問に対して、小中学生ともに50%以上の子どもたちが「自由な時間があったら」と回答していることからわかります。

子どもたちが本に親しむ、本を楽しむ環境として一番身近な学校図書館の利用ということについては小学生では約70%の子どもたちが「よく借りる・ほぼ毎日」、「時々借りる・

週に2,3度」と回答しています。反面、中学生では同項目での回答は10%弱にとどまり、読書量と同様に図書館の利用にも小中格差が生じており、中学生の読書離れが懸念されます。

(2) 乳幼児保護者対象のアンケート調査結果の概要

「子どもに読み聞かせをすること」や「子どもが読書すること」に対して98%の保護者は「とても大切」、「大切」と回答しており、実際に約80%(毎日20%、週に3.4回19%、週に1.2回38%)の保護者は週に1.2回以上の読み聞かせをしています。また、保護者自身も「本を読むことが好き」または「どちらかというが好き」と回答した保護者が70%あり、子どもが本に親しむことへの理解と関心の高さをうかがい知ることができます。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

子どもたちがその成長に応じて、多くの本に出会い、本を読むことの喜びと満足感を得るためには、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動にいたるまで、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・市図書館などが相互に連携しながらの社会全体での推進が必要です。

本計画では、瑞穂市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより豊かに生きていくことを願い、次の基本目標を掲げます。

「本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成」

2 基本的な方針

本市では、国及び岐阜県の基本的な方針を踏まえ、本計画の効果的な推進を図るために、次の4項目を基本的な方針とします。

(1)子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

きっかけ、習慣づくり

子どもたちがいつでもどこでも本に親しむことができ、楽しみながら自然に読書習慣が身につくよう、家庭や学校、地域等、あらゆる場を捉えて子どもたちに読書の楽しみや喜びを広く伝えていきます。

(2)子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実

環境づくり

子どもが成長とともに読書の楽しさに気づき、進んで本を読みたくなるような環境づくりに家庭、地域、学校等がお互いに連携や協力を図りながら取り組みます。

(3)子どもの読書への理解と関心を深めるための広報・啓発活動の推進

魅力づくり

子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもたちを取り巻く大人の理解を深め、関心を高めるために、読書活動関連事業等を通して様々な情報を提供し、広く啓発活動を展開します。

(4)子どもが読書を楽しむための推進体制の整備と充実

連携体制づくり

子どもたちの読書習慣の習得と継続を目指して子どもの読書活動にかかわるあらゆる組織・団体が、緊密に連携・協力して、推進体制の整備・充実に努めます。

3 計画の期間

本計画の期間は平成24年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭・地域における読書活動の推進

【家庭における子どもの読書活動の推進】

子どもにとっての「本との出会い」は、乳幼児期を過ごす生活の基盤となる家庭から始まります。家族の温かな愛情と肌のぬくもりを感じながらの絵本の読み聞かせは、子どものことばの発達を促し、豊かな感性を育みます。それと同時に絵本などを一緒に読んだり、読後感を出し合ったりする中で心豊かな時間の共有は、この時期に何よりも大切な親子のふれあいの場ともなります。やがてはこうした積み重ねが子どもの読書習慣の形成につながり、その後の人間形成にまで影響するものと言われています。そのためまずは親やまわりの大人が進んで読書に親しみ、読書を楽しむ環境をつくる必要があります。

(1) 現状と課題

- ①保健センターが実施する2歳児相談や発達支援教室では、読み聞かせを行い、子どもの本との出会いを支援しています。
- ②一人で本を読むことができない乳幼児期には、親子の触れ合いの中で一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、子どもが本を通して楽しい経験を積み重ねていくことが何より大切です。この点については、アンケート調査の結果でも明らかなように、保護者自身も読み聞かせ等の読書活動の大切さをよく理解し、意図的に読み聞かせをしている家庭が多いという好ましい状況があります。
- ③読み聞かせを「していない」または「月に1回以下」という家庭も10%ほどあり、テレビやビデオ、パソコン等の普及により、読書への関心が薄かったり、両親の就労等の家族全体の生活環境の変化から、家庭における読書の時間がとりにくくなったりしている現状が一方ではあります。
- ④子どもが本に親しむ習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性についてよく理解し、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで本に親しむ環境を作ることが課題となります。

(2) 具体的な方策・取り組み

- ①ブックスタート(※1)事業の実施と、家庭での読み聞かせ(※2)の推進に努めます。
- ②市図書館のホームページや公共施設の広報・掲示を活用して、市図書館の利用案内や良書紹介などの情報提供に努めます。

③本を媒介とした家族間のコミュニケーションを促進する「家読(うちどく)」(※3)運動を推進し、家庭での読書環境の整備を図ります。

※1ブックスタート

1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児健診などの際に「赤ちゃんと絵本を一緒に楽しみ、親子でふれあう時間を持つ」と伝えながら図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。

※2読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子ども一人ひとりに、または、小グループに対して行う。読み聞かせは、その子どもの本来の能力を引き出し、将来にわたって本を友とする習慣づけをする第一歩として欠かせないもの。

※3家読(うちどく)

「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと、2006年に書籍等の取次会社である(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

【地域における子どもの読書活動の推進】

地域には、公民館やコミュニティセンター、公立図書館や地域子育て支援センター、放課後児童クラブというように、子どもはもちろんのこと、その家族や地域住民が気軽に集える場所があります。こうした人と人がふれあう場所において、読み聞かせ等の本を通じた新たな出会いやふれあいが生まれるということは、子どもたちが身近な場所で本の楽しさを知り、継続して読書に親しむ習慣をつけていく上で大切なことです。そのために子どもたちが身近な地域でいつでも気軽に本に出会える読書環境の整備が求められています。

(1)現状と課題

- ①地域子育て支援センター、コミュニティセンター、市図書館等では定期的に読み聞かせボランティアによる「おはなしの会」が開催され、親子で本に親しんだり、親同士の豊かなコミュニケーションの場となったりしています。また場所によっては、絵本や育児書の貸出も行われており、子育てや家庭での読書活動の支援にもつながっています。
- ②選書やボランティアの育成と活動支援について、市図書館等との連携を図ることで活動内容や図書環境の充実を図ることが課題です。また、より多くの親子に参加してもらえるような広報や環境整備が必要です。
- ③放課後児童クラブでは、スペースや予算に制約はあるものの、市内7か所のすべてのクラブに図書コーナーがあり、生活時間帯に応じて読書や読み聞かせの時間が意図的に設定されています。蔵書は指導員が中心に管理していますが、保護者会の意見も取り入れ、市図書館からの団体貸出を継続的に利用するなどの工夫も見られます。

(2) 具体的な方策・取り組み

- ① 地域子育て支援センター、コミュニティセンター、放課後児童クラブ等の蔵書の拡充と優良図書の設定による地域での子どもと本の出会いの場の充実に努めます。
- ② 市図書館において読み聞かせボランティア(※4)団体の育成と活動支援を行い、子育て関係機関での読み聞かせの推進に努めます。
- ③ 乳幼児健診や乳幼児家庭教育学級等、子育てを支援する関係施設や関連事業において読み聞かせの実施と保護者へのブックリスト(※5)の配布を行い、家庭での読み聞かせや読書習慣を身につけさせることの意義と重要性を呼びかけ、読書活動の啓発に努めます

※4 読み聞かせボランティア

子どもと本を結び付けるために、公共施設や学校などではおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。

※5 ブックリスト

ある目的をもって本を紹介するためのリストで、「楽しく読む」、「読書の幅を広げる」など読書案内に用いる。

2 保育所・幼稚園における読書活動の推進

保育所や幼稚園は、乳幼児にとって初めての集団生活の場であり、生涯にわたる人間形成の基礎を培う、きわめて重要な時期にあたります。このような時期に子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本や物語を見たり、聞いたりする楽しさを経験することで、本に対する興味や関心が高まるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。さらにはこうした本との出会いから生まれる楽しさや喜びがそれ以降の青少年期の読書活動へと結びつくと考えられます。

保育所・幼稚園では、乳幼児期の読書活動の効果や魅力をふまえた上で、年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせをしたり、身近に本とふれあう環境を整備したりすると同時に、読み聞かせの重要性を保護者にも伝えることで、家庭での読書活動の推進を図っていくことが必要です。

(1) 現状と課題

- ① 朝や帰り、そして午睡前の時間を活用した絵本の読み聞かせや紙芝居などが10分～15分くらいの時間でどの保育所や幼稚園でも行われており、話に興味をもち楽しみながら聞く姿が増えています。それと同時に文字や身の回りの事象に本の内容と関連付けた興味や好奇心を示すようになっていきます。
- ② 蔵書数には差異がみられますが、すべての保育所や幼稚園には図書室や図書コーナーがあり、年齢や発達段階に応じた絵本を保育室や教室に置いたり、親子文庫を開設したりしています。子どもたちはもちろんのこと、保護者にも貸し出しが行われており、家庭での読書活動に活かされています。アンケートにおいても、「お子さんの本をどのように入手しますか」という質問に対して、43%の保護者が保育所や幼稚園で借りると回答しています。

③保育所や幼稚園で計画的・意図的に蔵書を充実させることも大切ですが、市図書館との連携による、団体貸出の活用や園便りを通じた保護者への図書情報の提供と読書活動の啓発をさらに進めていくことが課題です。

(2)具体的な方策・取り組み

- ①定期的な保育士、教師、ボランティアによる読み聞かせの一層の充実に努めます。
- ②年中行事や日々の集団生活の中で、絵本と親しむ様々な取り組みに努めます。
- ③子どもや保護者が手にとってみたいくなる魅力ある乳幼児向けまたは保護者向けの図書資料の充実を図ります。
- ④読み聞かせを楽しむ力、わからないことを図鑑で調べて明らかにする力を小学校でも活かせるように、読書に関する保・幼・小でのなめらかな連携や交流に努めます。
- ⑤市図書館との連携をもとに団体貸出(※6)の有効活用に努めます。
- ⑥園だよりなどを活用して読み聞かせの大切さや意義を保護者に伝え、協力や連携を図ります。
- ⑦読書活動推進のための講習会や研修会に積極的に参加できる環境を整え、保育者一人ひとりの持ち味が生かせるように自己研鑽に努めます。

※6 団体貸出

読書関係団体を対象に団体貸出カードを発行し、目的や内容に応じて1回につき、50冊までを貸し出すシステム。

3 小学校・中学校における読書活動の推進

家庭や保育所・幼稚園など乳幼児期に読み聞かせ等の読書経験を通して築かれた読書習慣は、少年期でのさらなる多様な読書経験を積み重ねることで、より確かな読書習慣として形成されていきます。ただ、年齢が高くなるにつれて本を読まない子どもの割合が増えているという実態から考えると、学校生活の中で子どもたちが本に接したり、親しんだりする機会を意図的・計画的に増やし、より確かな読書習慣を身につけさせるための取り組みを積極的に推進していく必要があります。

学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあります。これは学校図書館が学校教育の中核的な役割を果たす場として、読書を楽しみ、豊かな心を育む「読書センター」としての機能と各教科等での活用を通じ、児童・生徒の学習に対する興味関心を呼び起こし、自主的・主体的な学習活動を支援していく「学習・情報センター」としての機能を充実させることを期待するものであります。これらのニーズに応えるために、学校では、教職員全員が、読書活動の重要性を理解し、

様々な学習活動の中で読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取り組み、そして司書教諭が中心となり教職員やボランティアなどが連携・協力して学校図書館の運営にあたることが重要となります。

(1)現状と課題

- ①現在、市内の全小学校では、朝読書や全校一斉読書の時間を取り入れています。また保護者や読み聞かせボランティアによる読み聞かせが行われ、読書の日での取り組みや児童委員会の活動などを充実させる中で、子どもたちに読書の大切さや本を読もうとする意識が定着しつつあります。
- ②学校における図書環境充実の指標となっている文部科学省が示す「学校図書館図書標準」については市内すべての小中学校において達成されており、図書館運営の中心的な役割を担う司書教諭も12学級以上の学校においてはすべての学校で発令されています。また、図書館運営の実務を担当する図書整理員も各学校に配置されています。このような環境整備が進められている一方で、学校によって図書館運営の状況に差異がみられ、司書教諭や図書整理員等、一部の担当に任されてしまっているという課題もあります。
- ③小学校3校において学校独自に蔵書がデータベース化され、蔵書の検索や管理、貸出業務が効率化されています。
- ④読書時間、読書冊数、図書館の利用等アンケート結果にも見られる学年が上がるにつれての読書離れの傾向に歯止めをかけるための具体的な手立てと方策を学校全体として考え、子どもたちの読書活動についての意義を全職員が共通理解し、協同歩調で取り組める学校図書館の経営が求められます。その際、市内学校間や市図書館等の関係機関との連携の促進も重要なポイントとなります。
- ⑤学校図書館は、「読書センター」と「学習センター」としての2つの機能と役割を併用しています。児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習のサポートがこれまで以上にできるように、蔵書等の環境整備を図ることが求められています。

(2)具体的な方策・取り組み

- ①全教職員の共通理解や協同歩調のもと、司書教諭(※7)・図書整理員(※8)を中心として「読書センター」(※9)「学習・情報センター」(※10)として機能する魅力的な図書館運営に努めます。
 - ア. 学校の特色を活かした読書活動推進計画の作成と実施
 - イ. 各教科等において学校図書館を活用した計画的な教育活動の展開
 - ・国語科を中心に行う読書指導による読書力の育成
 - ・各教科、総合的な学習の時間、特別活動での図書館利用指導による情報活用能力の育成

ウ. 司書教諭の図書館運営や、児童生徒への読書活動の指導や支援、図書館活用授業のための指導や支援の時間の確保

エ. 読書に関する知識と技能、資質と指導力の向上を図るための情報交流会、研修会、講習会の開催

・市教育委員会、市図書館、各学校の連携協力

②児童生徒の多様な興味関心に対応した選書や、読書力向上に役立つための選書、主体的な学習活動を支援する選書を意図した図書や資料の充実に努めます。

ア. 必読書や推薦図書の選定

イ. 学習に役立つ図書や資料の積極的な収集と整理

ウ. 良書適書の計画的な購入と、古い本や破損本の廃棄などによる蔵書構成の見直し

③読書環境を整え、児童生徒の本や資料との出会いの工夫に努めます。

ア. 図書館環境の整備(適切な分類配架、利用案内表示、室内レイアウト、掲示、展示物など)

イ. 必読書や推薦図書、学習に役立つ図書や資料の展示、紹介、提供

ウ. レファレンス(※11)機能の充実

エ. 市や県の図書館などからの団体貸出の積極的な利用

オ. 蔵書情報のデータベース化(※12)や校内LAN整備等による情報通信ネットワークの活用

カ. 学校間・市図書館とのネットワーク化(※13)の促進

④読書数を増やし、読書の幅を広げ、読書の質を高めるとともに、表現力を向上させるために、児童生徒の実態に合わせて様々な読書活動に取り組みます。

ア. 「子ども読書の日 4/23」(※14)「子ども読書週間 4/23～5/12」(※15)「読書週間 10/27～11/9」での読書関連行事の開催や、各校の特色を活かした図書館祭りなどの図書館行事の実施

イ. 児童生徒の図書委員会活動の充実と創意工夫のある主体的な読書活動の推進

・常時活動の指導と支援 ・図書館行事での主体的な活動の支援

ウ. 読書を楽しみながら習慣づけ、読書力の向上を図る活動の工夫

・朝読書や全校一斉読書 ・読み聞かせ ・ブックトーク(※16) ・調べ学習クイズ
・読書へのアニメーション(※17) ・ブックウォーク(※18) ・推薦読書読破賞の設定

エ. 読後の感想等を記録したり、交流したりする表現活動の取り組みの推進

・読書ノートの活用 ・読書交流会 ・調べ学習発表会 ・読書感想文 ・読書感想画
・読書ゆうびん(※19)

⑤家庭や地域の理解や協力を得て、読書活動がより一層推進できるようにします。

ア. 家庭教育学級を活用した読書会や読書講演会の実施

- イ. 学校だより、PTA広報、図書だより等を通じた読書の意義の説明や、児童生徒の読書活動の様子の紹介
- ウ. 保護者への図書館開放と図書貸し出しの実施
- エ. 保護者や読書関連団体のボランティアとの連携協力による読み聞かせやブックトークの推進
- オ. 家庭での読書を推進する取り組み
 - ・親子読書
 - ・ファミリー読書
 - ・家読運動のすすめ

司書教諭(※7)

学校図書館の専門的職務にあたる職員で、教諭をもって充てる。平成15年4月から、12学級以上の学校には必置となった。

図書整理員(※8)

小・中学校の学校図書室の運営補助にあたる非常勤補助職員。司書教諭等を補助し児童生徒の読書活動を支援する。

「読書センター」(※9)

学校図書館の機能の一つで、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場となること。

「学習・情報センター」(※10)

学校図書館の機能の一つで、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与すること。

レファレンス(※11)

参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料や情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

データベース化(※12)

学校図書館蔵書について、書誌情報などのデータをコンピュータで処理できるようにする作業。

ネットワーク化(※13)

学校図書館間や市図書館との間での蔵書検索においてコンピューターで横断検索ができるようにする作業。

「子ども読書の日 4/23」(※14)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に公布・施行され、これに伴い4月23日を「子ども読書の日」とすることが法律で定められた。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。

「子ども読書週間 4/23～5/12」(※15)

「子ども読書の日」である4月23日（ユネスコが制定した「世界本の日」）から、5月5日のこどもの日を含む5月12日までの3週間。子どもの読書活動の重要性を訴え一般の関心を高めるための行事を全国的に行う。

ブックトーク(※16)

あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら、テーマに沿った複数の本を紹介する方法。

読書へのアニメーション(※17)

スペインのモンセラ・サルトが、子どもがもっている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導方法。読書をいろいろなゲームとして楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力を育てることができる。

ブックウォーク(※18)

自分にあった読書目標を立て、期間、冊数などを決めて記録していく。目標が達成できたら認定書もらう。あわてず、ゆっくり、自分で決めた目標に向かって読書をすすめていく方法。

読書ゆうびん(※19)

本を読んだ印象や感動をもとに、読書のすすめをはがきに文章と絵で表現して相手に届くようにするもの。読書の輪を広げることができる。

4 市図書館における読書活動の推進

市立図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。また、子どもの読書活動の推進拠点や活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的に行いながら、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(1)現状と課題

- ①市図書館(楽修館・楽南分館)は児童書(0歳～小学生を対象)には22万4千冊の蔵書があります。その内、児童書は7万8千冊(約35%)で、特に楽南分館は蔵書の2/3以上が児童書や育児書であり、親子でゆったりと本に親しみ、本を楽しむ環境が整っています。その一方で本計画の対象となる中学生から高校生までのティーンエイジャーを対象とした「ヤングアダルト(YA)書」の充実が求められます。
- ②乳幼児の保護者の市図書館の利用についてのアンケートの結果を見ると48%の保護者は月に1.2回以上市図書館を利用していると回答しており、その利用内容の順は「本を借りる」、「本を読む」、「調べものをする」、「行事・おはなし会に参加する」となっています。また、読む本の入手方法として、小2で23%、小5で26%、中2で13%が市図書館などで借りると回答しています。
- ③市図書館では、小学生の施設見学や中高生の職場体験やインターンシップを積極的に受け入れています。
- ④土日や長期休業を利用した子どもたちを対象とする読書関連行事や体験教室を開催して子どもたちが体験を通して読書への関心を高められるような事業づくりに努めています。
- ⑤年齢や発達段階に応じたおはなしの会を定期的を開催し、親子に本の楽しさを伝える工夫をしています。また、読書に興味があり子どもが身近にいる大人を対象として、読み聞かせ等の読書活動の楽しさや大切さを学ぶ講座を開催しています。
- ⑥子どもの読書に関わる関係施設を対象に団体利用カードを発行し、それぞれのニーズに応じたレファレンス業務や団体貸出に対応しています。

(2) 具体的な方策・取り組み

①子どもたちの読書のニーズに応じた優良図書の整備と充実に努めます。

- ア. 手にとって見たくなる児童書コーナーの整備とレイアウトの工夫
- イ. 子どもの読書機会の拡大を図るための多様な図書・資料の収集

②子どもの読書活動推進に関わる保育所、幼稚園、学校等の関係各所の利用目的に応じた団体貸出の推進と活動の連携に努めます。

- ア. 調べ学習や授業内容に応じた図書・資料の収集とレファレンスの機能の充実
- イ. 各所への団体貸出利用促進のための広報と働きかけ
- ウ. 保育所、幼稚園、小学校での個人利用図書カード作成の事務の推進と申請の啓発
- エ. ブックスタート支援など、関係機関への新刊本やおすすめの本の情報提供
- オ. 各所の要望に応じた読み聞かせボランティアの派遣

③県内の図書館における図書資料の相互貸借システムの活用による図書選択機会の拡充に努めます。

- ア. 迅速な他館からの取り寄せと利用者への提供
- イ. インターネット検索システムと学校とのネットワークの構築

④魅力ある図書館行事の開催に努めます。

- ア. 毎週、年代別に開催する「おはなし会」(※20)の継続と充実
- イ. 小学生を対象とする子ども企画(※21)の内容の充実と参加啓発
- ウ. 「映画会」、「大きな絵本を読む会」、「外国の絵本を読む会」の継続と充実
- エ. 「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせた行事等の開催

⑤読書活動ボランティアの活動支援に努めます。

- ア. 読み聞かせボランティア養成講座(※22)やステップアップ研修会(※23)の開催
- イ. ボランティア団体との情報交換連絡会の開催
- ウ. 読書関係ボランティア団体の活動紹介の場の設定

⑥市図書館への理解と利用促進のための活動推進に努めます。

- ア. 図書館見学受け入れと利用指導の促進
- イ. 「就業体験」、「インターンシップ」の受け入れの促進

⑦中・高校生の読書活動推進のための支援に努めます。

- ア. ヤング・アダルト(※24) (YA) コーナーの設置

⑧子どもの読書活動推進に関わる職員の専門的な知識と技能の向上に努めます。

ア. 児童書やYA書について専門的な知識を有する職員の育成

イ. 研修会・講習会への積極的な参加

⑨広報・啓発活動の積極的な推進に努めます。

ア. 市のホームページや広報誌、図書館便りなどを通して子どもたちに向けた図書やイベントの情報発信

イ. 時宜(季節・行事)にあわせた本の紹介コーナー(企画コーナー)の設置や、ブックリストの掲示・配布

⑩ユニバーサルデザインの視点を踏まえた読書活動の推進

ア. 障がいに応じた蔵書(点字本、大型活字本、録音図書(※25)、音の出る絵本、さわる絵本(※26)、布の絵本(※27))の充実

イ. 施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの採用による利用しやすい施設環境の整備

ウ. 障がいのある子どもたちの読書に関するレファレンス、相談窓口の充実

エ. 学校、保護者、地域ボランティアとの連携による障がいのある子どもの読書活動のサポート

※20 おはなし会

子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。主に図書館や学校、文庫などで行われる。おはなし会の内容は対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング(物語を覚えて本を使わずに語ること)など、子どもが興味を持つように工夫して行われる。

※21 子ども企画

市立図書館で夏休みに開催する子ども向けの講座。昆虫や工作、天体、囲碁、絵手紙などのテーマで開催している。

※22 読み聞かせボランティア養成講座

図書館が開催し、市内で絵本の読み聞かせボランティアの活動を継続的に取組んでくれる参加者を対象に、読み聞かせの仕方、絵本の選び方などの講義や実習を行う講座。

※23 ステップアップ研修会

図書館が開催する読み聞かせボランティア向けの講座。図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワークに所属する団体を対象に、個人のスキルアップ、ボランティア活動の活性化を目指して開催。読み聞かせや手あそびなど、実践に役立つ講義や実演の講習。

※24 ヤング・アダルト

中高校生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。主に、図書館界や出版界で使用することば。

※25 録音図書

墨字図書（点字図書である場合もある）をカセットテープによるアナログ形式、またはデジタル形式（DAISY・デイジー）で録音したもの。主として視覚障がい者向けの図書資料であり、利用者の希望図書や図書館で選択した図書を録音する。旭川市ではボランティアにより制作されている。

※26 さわる絵本

視覚障がい児のために、布やビニール、毛皮など様々な素材でつくられた絵本。子どもは、貼り付けられた立体的な絵をさわることで、実物を想像して楽しむ。

※27 布の絵本

布などを使って制作された絵本。アップリケなどの手法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を作り出す絵本。布を土台として、ひも、ボタン、スナップ、マジックテープ等、日常身近に使われる材料を使用して、結んだりほどいたり、留めたりはずしたり、はがしたりくっつけたりできるように工夫されている。肢体不自由児や視覚障がい児の機能訓練のために開発された。



第4章 計画の効果的な推進に向けて

平成13年に施行された国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とその基本理念を定めています。

「瑞穂市子どもの読書活動推進計画」はこの基本理念に基づき、子どもたちの読書活動の実態を加味した上で、子どもたちの幅広いニーズに応えるために策定されました。今後5年間、この計画に基づき、関係各所が協力・連携して具体的施策の実現を目指します。

推進計画実行の過程では、関係機関との相互の情報交換や取り組みの調整を行うと同時に、より効果的な活動の推進とするために社会情勢等の変化に伴い、必要に応じてその見直しが迫られることもあると予想されます。また、計画の形骸化を防ぐためにも、定期的に進捗状況を確認・評価するための場が必要になってきます。

今後、本計画実行のために必要な措置を講じ、計画の目標達成に向けて責任をもって取り組んでいきます。

1 今後の具体的な取り組み

(1) 瑞穂市子どもの読書活動推進会議の組織化と定期開催

- ①平成24年度に策定委員会の組織をベースにした「子どもの読書活動推進会議」を組織します。
- ②学校、保育所・幼稚園、市図書館、読書ボランティア団体、行政等の連携の場を位置づけ、本計画の進捗状況を交流・把握するとともに、新たな施策について検討します。
- ③関係各所の研修会等の場において本計画の趣旨と内容を周知し、共通理解・共通行動のもと、計画の遂行に努めます。

(2) 啓発・広報などの推進

- ①計画の概要をまとめ、市広報やホームページで広く市民に公開し、子どもの読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように努めます。
- ②「子ども読書の日」、「読書週間」には関連行事を積極的に開催するとともに、子どもや保護者に対する啓発活動を行います。

(3) 財政上の必要な措置の推進

- ①市は本計画に示された具体的施策を実行するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
- ②市は本計画に示された具体的施策を実行するために必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

第5章 子どもの読書活動推進計画の実施体系

【実施区分】新規…新たな方策として5年間の中で実施に向けて取り組んでいく。

継続…現在行っている方策として今後も継続して取り組んでいく。

拡充…現在行っている方策としてより拡大・発展して取り組んでいく。

【担当・所管】

健推…健康推進課 学教…学校教育課 生学…生涯学習課 幼支…幼児支援課 総務…総務課

図…市図書館 保…保育所 幼…幼稚園 小…小学校 中…中学校 P…PTA

	具体的な方策・取り組み	実施区分	担当・所管課
1 家庭	① ブックスタート事業の実施	新規	健推・図・生学
	② ホームページなどを活用した市図書館の情報提供	新規	図
	③ 家読運動の推進	新規	幼支・学教・生学・図 幼・保・小・中
1 地域	① 地域での蔵書と本との出会いの場の充実	拡充	幼支・総務・図・健推
	② 読み聞かせボランティア団体の支援と子育て支援関係機関での読み聞かせ推進	拡充	幼支・総務・図・健推
	③ 子育て支援関係施設・事業でのブックリスト配布と読書活動の広報・啓発	拡充	幼支・総務・図・健推 生学
2 保育所 幼稚園	① 定期的な読み聞かせ活動の充実	拡充	保・幼
	② 絵本と親しむ行事や取り組みの充実	拡充	保・幼
	③ 図書資料・蔵書の充実	拡充	保・幼・幼支・学教
	④ 読書に関する保・幼・小の交流と連携	新規	保・幼・幼支・学教
	⑤ 市図書館との連携による団体貸出の活用	拡充	保・幼・図
	⑥ 園便りなどを活用した読書活動についての情報提供などの広報・啓発	拡充	保・幼
	⑦ 読書活動に関する保育者の研修の場と機会の整備	拡充	保・幼・幼支・学教 図
3 小学校 中学校	①ーア 読書活動推進計画の作成と実行	継続	小・中・学教
	①ーイ 学校図書館を活用した教育活動の展開	継続	小・中・学教
	①ーウ 司書教諭の図書館運営のための時間の確保	新規	小・中・学教
	①ーエ 読書活動推進に向けた交流・研修の場の充実	拡充	小・中・学教
	②ーア 必読書・推薦図書の選定	継続	小・中
	②ーイ 学習に役立つ図書や資料の収集・整備	継続	小・中・学教
	②ーウ 良書適書の計画的な購入と蔵書構成の見直し	継続	小・中・学教

	③ーア 図書館の読書環境の整備	継続	小・中・学教
	③ーイ 図書や資料の効果的な展示・紹介、提供	継続	小・中・学教
	③ーウ 図書館のレファレンス機能の充実	継続	小・中
	③ーエ 団体貸出の積極的な利用	拡充	小・中・図
	③ーオ 蔵書情報のデータベース化、情報通信ネットワークの活用	拡充	小・中・学教
	③ーカ 学校間、市図書館とのネットワーク化	新規	小・中・学教・図
	④ーア 各校の特色を活かした読書関連行事の開催	拡充	小・中
	④ーイ 図書委員会の活動の充実と創意工夫のある主体的な読書活動の推進	継続	小・中
	④ーウ 読書習慣の定着と読書力の向上を図る活動の工夫(朝読書、全校読書、読み聞かせ等)	拡充	小・中
	④ーエ 読書を通じた表現活動の推進	拡充	小・中
	⑤ーア 家庭教育学級を活用した読書関連行事の開催	新規	小・中・生学・P
	⑤ーイ 学校広報誌等を活用した保護者への読書活動推進の広報・啓発	拡充	小・中・P
	⑤ーウ 保護者・地域への図書室開放と図書貸出しの実施	拡充	小・中・P
	⑤ーエ 保護者やボランティアによる読み聞かせやブックトークの推進	拡充	小・中・P
	⑤ーオ 家庭で読書を推進する取り組みの充実	拡充	小・中・P
4 市図書館	①ーア 児童書コーナーの整備と配架の工夫	継続	図
	①ーイ 多様な図書・資料の収集と蔵書の充実	継続	図
	②ーア 調べ学習や授業内容に対応した図書・資料の収集とレファレンス機能の充実	拡充	図・小・中
	②ーイ 団体貸出利用促進のための広報と働きかけ	拡充	図・保・幼・小・中
	②ーウ 図書カード申請・作成事務の推進	継続	図・保・幼・小・中
	②ーエ ブックスタート支援と情報提供	拡充	図・健推・生学
	②ーオ 読み聞かせボランティアの派遣	拡充	図・小・総
	③ーア 相互貸借システムの活用推進	継続	図
	③ーイ インターネット検索システム・ネットワーク化の構築	新規	図・小・中
	④ーア おはなし会の継続・充実	継続	図

④ーイ 子ども企画の充実	継続	☑・小・中
④ーウ 映画会、絵本を読む会の充実	継続	☑
④ーエ 「子ども読書の日」「読書週間」にあわせた行事や取り組みの開催	拡充	☑
⑤ーア 読み聞かせボランティア養成講座、ステップアップ研修会の開催	拡充	☑
⑤ーイ ボランティア団体との情報交換連絡会の開催	継続	☑
⑤ーウ 読書関係ボランティア団体の活動紹介の場の設定	継続	☑
⑥ーア 図書館見学受け入れと利用指導の促進	継続	☑・小・中・学教
⑥ーイ 「就業体験」、「インターンシップ」の受け入れの促進	継続	☑・小・中・学教
⑦ーア ヤング・アダルト(YA)コーナーの設置	新規	☑
⑧ーア 児童書や YA 書について専門的な知識を有する職員の育成	拡充	☑
⑧ーイ 研修会・講習会への積極的な参加	継続	☑
⑨ーア ホームページや図書館便りなどを通して子どもたちへの図書やイベントの情報発信	拡充	☑
⑨ーイ 時宜(季節・行事)にあわせた本の紹介コーナーの設置や、ブックリストの配布	継続	☑
⑩ーア 障がいに応じた蔵書の充実	拡充	☑
⑩ーイ バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用による施設環境の整備	継続	☑
⑩ーウ 支援を要する子どもたちの読書に関するレファレンス、相談窓口の充実	拡充	☑
⑩ーエ 学校、保護者、ボランティアとの連携による支援を要する子どもの読書活動のサポート	拡充	☑



第6章 推進計画の努力目標

本計画に推進にあたっては現状値と目標値を設定して効果を評価できる数値目標を設定します。基本目標や方針との整合性を図りながら、本計画の評価・見直し・改善を含めた推進管理を行っていきます。

	目標項目		現状値(平成23年度)	目標値(平成28年度)
1	小中学校において全校一斉読書を実施している学校の割合		70% (7校/10校)	100% (10校/10校)
2	小中学校における5月の読書調査段階での不読者の割合	小学校	4%	2%
		中学校	20%	12%
3	小中学校において学校図書標準を達成している学校		100% (10校/10校)	100% (10校/10校)
4	小中学校において学校図書の蔵書のデータベース化		30% (3校/10校)	70% (7校/10校)
5	司書教諭として図書室運営に携わる平均時間数(時間/週)		0時間	1時間
6	保育所・幼稚園、小中学校、市図書館において「子ども読書の日」「読書週間」等で読書啓発に取り組んだ割合		81% (17/21箇所)	100% (21校/21箇所)

資料1 子どもの読書活動に関するアンケート結果

子どもの読書活動推進計画策定のための実態調査について

1 調査趣旨

本調査は瑞穂市における子どもの読書活動の実態を把握し、「瑞穂市子どもの読書活動推進計画」策定に係る基礎資料とするために実施する。

2 調査対象者及び人数

調査対象者		調査対象 人数	回答人数	回収率	合計
調査(1) 児童・生 徒	小学校2年生(市内7小学校)17学級	539人	534人	99.0%	1547人
	小学校5年生(市内7小学校)14学級	527人	512人	97.1%	
	中学校2年生(市内3小学校)14学級	525人	501人	95.4%	
調査(2) 保護者	市内0.1.2歳児(未満児)の保護者 市内4歳児(年中児)の保護者	539人	442人	82.0%	
調査(3) 市内施 設	保育所9所 幼稚園1園 地域子育て支援センター2所 放課後児童クラブ7所 小学校7校 中学校3校 コミュニティセンター3所 保健センター1所				

3 調査期間

- (1) 調査(1) (2) 平成23年9月初旬配布 9月中旬回収
(2) 調査(3) 平成23年8月下旬配布 9月中旬回収

4 調査内容

〔調査(1) 児童・生徒〕

問1 あなたは本を読むのが好きですか。

- ① 好き ② どちらかといえば好き ③ どちらかといえば嫌い ④ 嫌い

問2 問1で「①好き」「②どちらかといえば好き」とこたえた人に聞きます。なぜ本を読むのが好きですか。

- ① 読んでいて楽しいから ② 知らないことがわかるから ③ 考える力がつくから
④ 勉強に必要だから ⑤ その他()

問3 あなたは家で一日に何分くらい本を読みますか。

- ① 0分 ② 10分まで ③ 11分～30分まで ④ 31分～1時間まで
⑤ 1時間以上

問4 あなたは1ヶ月で何冊くらい本を読みますか。

- ① 0冊 ② 1～3冊 ③ 4～5冊 ④ 6～10冊 ⑤ 11～19冊
⑥ 20冊以上

問5 問4で①「0冊」とこたえた人に聞きます。あなたが本を読まないわけは何ですか。(1つだけえらんでください。)

- ① おもしろくないから ② 他の遊びの方がおもしろいから ③ 読むのが苦手だから
④ 勉強や習い事でいそがしいから ⑤ その他()

問6 あなたは小さいとき、家の人や保育所、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありましたか。

- ① よくあった ② ときどきあった ③ ほとんどなかった ④ おぼえていない

問7 あなたはどんな本なら読みたいですか。(2つまでえらんでください。)

- ① 絵本 ② 小説・ものがたり・ファンタジー ③ 本当にあった話・伝記・歴史
④ 社会や生活の本 ⑤ 科学や理科(動物、植物、恐竜、宇宙、人体など)
⑥ スポーツや趣味(工作、料理、習い事等) ⑦ マンガ(コミック) ⑧ 新聞・雑誌
⑨ その他()

問8 あなたは読みたい本をどのように手に入れますか。(1つだけえらんでください。)

- ① 本屋などで買う ② 学校の図書室で借りる ③ 市の図書館などで借りる
④ 友だちから借りる ⑤ 家にある本 ⑥ その他()

問9 あなたは本を読むとき、どこで本を読むことが多いですか。(1つだけえらんでください。)

- ① 自分や友だちの家 ② 学校の教室 ③ 学校の図書室 ④ 瑞穂市の図書館
⑤ その他()

問10 あなたは、読む本をどのように決めていきますか。(1つだけえらんでください。)

- ① 本屋や図書館で棚を見て自分で決める。 ② 親や先生にすすめてもらう、決めてもらう。
③ 友達から聞く ④ テレビやインターネットの情報から選ぶ
⑤ その他()

問11 あなたは学校の図書室で本をかりますか。(1つだけえらんでください。)

- ① よく借りる(ほぼ毎日借りる) ② 時々借りる(週に2, 3度は借りる)
② たまに借りる(月に2, 3度借りる) ④ ほとんど借りない(数ヶ月に1度) ⑤ 借りない

問12 瑞穂市の図書館(楽修館・巢南分館)にはどのくらい行きますか。(1つだけえらんでください。)

- ① 週に1, 2回くらい ② 月に1, 2回くらい ③ 半年に1, 2回くらい
④ 1年に1回くらい ⑤ 行かない

問13 市の図書館にはおもに何のために行きましたか(1つだけえらんでください。)

- ① 本を借りるため ② 本を読むため ③ 図書館の行事 ④ 調べもの ⑤ 勉強
⑥ その他() ⑦ 行かない

問14 どうしたらもっと本を読むようになるとおもいますか。(1つだけえらんでください。)

- ① 自由な時間があったら ② テレビやゲームの時間を減らす ③ 学校で読書の時間を増やす
④ 図書室(学校)や図書館(市)に読みたい本を増やす ⑤ その他()

〔調査(2) 保育所・幼稚園保護者〕

問1 このアンケートの対象となるお子さんの年齢を教えてください。

- ① 0歳 ② 1歳 ③ 2歳 ④ 3歳 ⑤ 4歳 ⑥ 5歳

問2 お子さんに読み聞かせをすることは大切だと思いますか。

- ① とても大切だと思う ② 大切だと思う ③ あまり大切だと思わない
④ 大切だと思わない

問3 お子さんに読み聞かせをしていますか。

- ① 毎日 ② 週に3, 4回 ③ 週に1, 2回 ④ 月に2, 3回 ⑤ 月に1回以下
⑥ していない

問4 読み聞かせをしている方にお尋ねします。読み聞かせをするのは主にどなたですか。

- ① 母 ② 父 ③ 祖父 ④ 祖母 ⑤ 兄・姉 ⑥ おじ・おば
⑦ その他()

問5 読み聞かせをしている方にお尋ねします。いつ(何歳)ごろから読み聞かせをしていますか。

- ① 0歳ごろ ② 1歳ごろ ③ 2歳ごろ ④ 3歳ごろ ⑤ 4歳ごろ

問6 あなたは、子どもが読書することは大切だと思いますか。

- ① とても大切だと思う ② 大切だと思う ③ あまり大切だと思わない
④ 大切だと思わない

問7 あなた自身は、読書が好きですか。

- ① 好き ② どちらかといえば好き ③ どちらかといえばきらい ④ きらい

問8 あなた自身が子どもの頃、本を読んでもらったことがありますか。

- ① よく読んでもらった ② 時々読んでもらった ③ あまり読んでもらったことがない
④ 読んでもらったことがない ⑤ 覚えていない

問9 あなたのお子さんは本(読書)が好きだと思いますか。

- ① 好き ② どちらかといえば好き ③ どちらかといえばきらい ④ きらい

問10 あなたのお子さんは、どのくらい本を読んで(見て)いますか。一番近いものを選んでください。

- ① ほぼ毎日 ② 週に3日くらい ③ 週に1日くらい ④ 月に1~2回くらい
⑤ 年に数回くらい ⑥ 読まない

問11 あなたのお子さんはどのように本を入手していますか。一番多いものを選んでください。

- ① 園で借りる ② 市や公立の図書館で借りる ③ 書店等を買う
④ 人からゆずってもらう ⑤ 人から借りる ⑥ ほとんど買わない・借りない
⑦ その他()

問12 あなたは瑞穂市の図書館(楽修館・巢南分館)にはどのくらい行きますか。

- ① 週に1, 2回くらい ② 月に1, 2回くらい ③ 半年に1, 2回くらい
④ 1年に1回くらい ⑤ 行かない

問13 あなたは市の図書館にはおもに何のために行きましたか(1つだけえらんでください。)

- ① 本を借りるため ② 本を読むため ③ 図書館の行事(おはなしの会等) ④ 調べもの
⑤ 勉強 ⑥ その他() ⑦ 行かない

問 14 あなたはどうしたら子どもがもっと本を読む（本に親しむ）ようになると思いますか。

- ① 親子で本に親しむ機会を増やす ② テレビやゲームの時間を減らす
- ③ 保育所、幼稚園で本に親しむ時間を増やす ④ 保育所、幼稚園に本をもっと増やす
- ⑤ その他（ ）

〔調査(3) ①保育所、幼稚園、子育て支援センター、コミュニティセンター、放課後児童クラブ ②小中学校、〕

〔①保育所、幼稚園、子育て支援センター、コミュニティセンター、放課後児童クラブ〕

(質問 1) お話の時間(読み聞かせ)を実施していますか。実施していれば、何と言う名称で、だれが、いつ、どのくらいの時間で実施していますか。

(質問 2) 図書室や図書コーナーの有無について 図書室や図書コーナーはありますか。あれば、名称、広さ、蔵書数、貸し出しの可否について記入してください。

(質問 3) 市の図書館の活用について 園や所、各施設での市図書館についてどのように利用していますか。

(質問 4) 「子ども読書の日」「子ども読書週間」の取り組みについて 「子ども読書の日」「子ども読書週間」に実施している取り組みがあったら教えてください。

(質問 5) 図書購入費について 各施設として年間の図書購入費はどこから、どれだけの購入費がありますか。

(質問 6) 図書の選書について 購入する図書の選書はどのように行っていますか。

(質問 7) 本に親しむ取り組みについて 各施設独自に子どもが本に親しむ環境を作るための広報等の取り組みを実施していることがあれば、記入ください。

(質問 8) 子どもたちの読書活動を推進するためにご意見があればお聞かせください。

〔②小中学校〕

(質問 1) 読書の時間について 読書の時間を実施していますか。実施していれば、どの学年で、いつ、どれくらいの時間ですか。

(質問 2) 読み聞かせを実施していますか。実施していれば、何と言う名称で、いつ、だれが、だれを対象に、どのくらいの時間で実施していますか。(小学校のみ回答願います。)

(質問 3) 図書館の活用推進の手立てについて より多くの子どもたちが読書活動に親しむように学校図書館としてどのような取り組みをしていますか。

(質問 4) 「子ども読書の日」「子ども読書週間」の取り組みについて 「子ども読書の日」「子ども読書週間」に実施している取り組みがあったら教えてください。

(質問 5) 司書教諭の持時間数(図書館系)について 司書教諭の持時間数は1週間にどれくらいですか、また、図書に関係する持時間数もあれば教えてください。()で記入。

(質問 6) 司書教諭の現状と課題について 司書教諭の現状と課題などについて教えてください。

(質問 7) 図書室の開室時間について 図書室の開室時間についてどのようになっているか教えてください。

(質問 8) 図書整理員の現状について 図書整理員の現状について勤務時間、勤務内容、司書教諭との連携等について教えてください。

(質問9) 選書について 選書についてどのように行っていますか。

(質問10) 図書購入費について 学校として年間の図書購入費はどこから、どれだけの購入費がありますか。

(質問11) 市の図書館の活用について 各学校では市図書館についてどのように利用していますか。

(質問12) 本に親しむ取り組みについて 各学校で子どもが読書に親しむ環境を作るための広報等での取り組みを実施していることがあれば、記入ください。

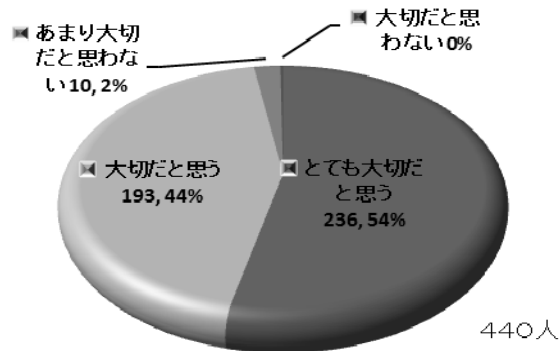
※**子ども読書週間** 昭和34年に始まった週間で、もともとは5月1日～14日(子どもの日を含む2週間)でしたが、2000年の「子ども読書年」を契機に、現在の4月23日～5月12日の約3週間に期間が延長された。

※**子ども読書の日** 2001年12月に公布・施行の「子ども読書活動推進法」によって4月23日が「子ども読書の日」となり、「子ども読書週間」とあわせて年々大きな盛り上がりを見せている。



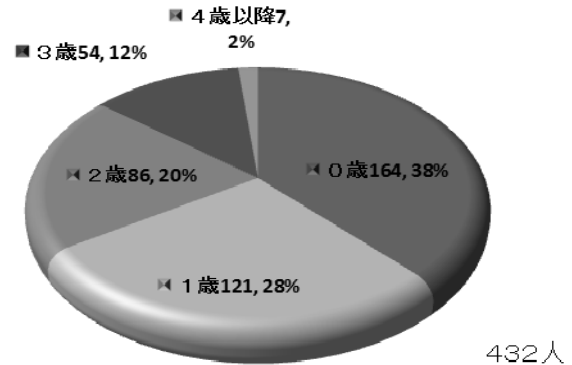
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(乳幼児の保護者アンケート442人)

設問2 お子さんに読み聞かせをする
とは大切だと思いますか



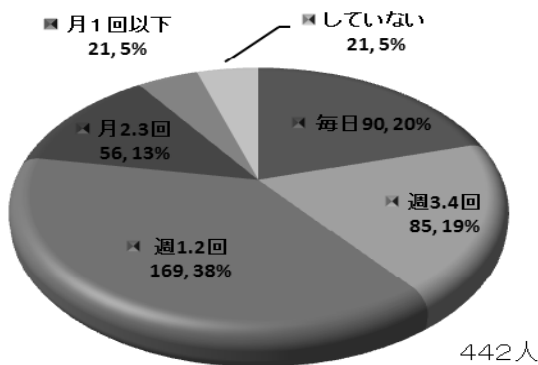
●98%の保護者が読み聞かせは大切であると思っている。

設問5 お子さんが何歳のころから読み聞かせを
していますか



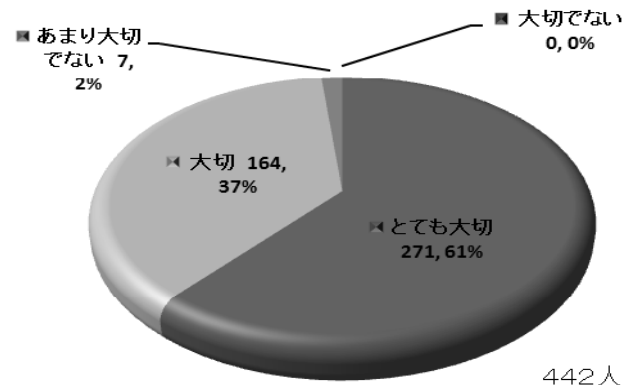
●生後間もない0歳から読み聞かせをしている家庭が一番多く、3歳までには、98%の家庭で読み聞かせが行われ、かなり早期からの本に親しむ環境が家庭にあることがわかる。

設問3 お子さんに読み聞かせをしていますか



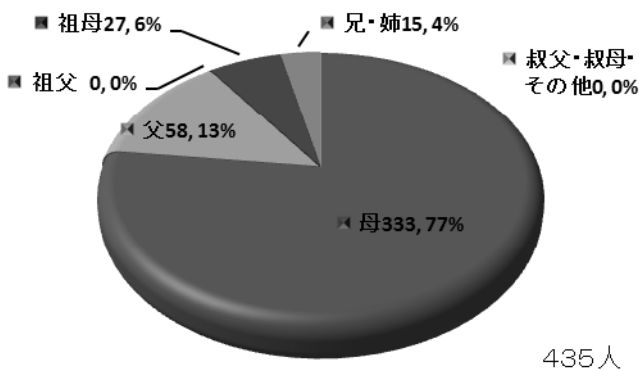
●週に1.2回読み聞かせをしている家庭が一番多く、「毎日」と「週に3.4回」を合わせると77%の家庭で読み聞かせが定着してきていると考えられる。反面「月に1回以下」、「していない」という回答も合わせて10%あり、かなりの差異が生じている。

設問6 子どもが読書することは大切だと思
いますか



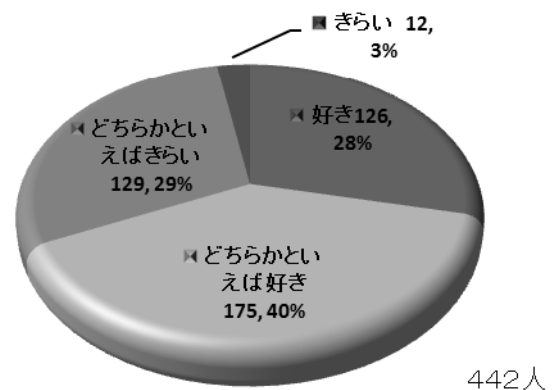
●98%の保護者が読書の大切さを理解しており、子どもの成長や親子のコミュニケーションに読み聞かせが効果的であることをよく理解している。

設問4 読み聞かせをするのは主にどなたですか



●読み聞かせをするのは母親が77%と一番多く、次いで父親、祖母、兄姉となっている。

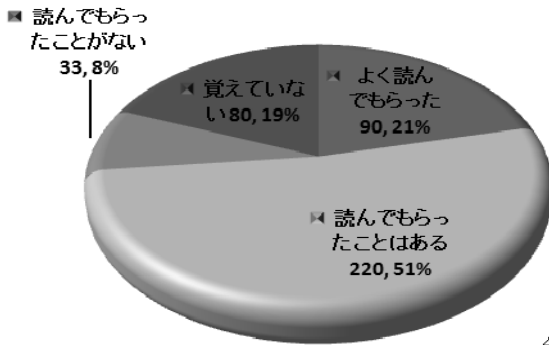
設問7 あなた自身は読書が好きですか



保護者全体の70%が読書を好んでおり、そんな保護者の意識が子どもへの読み聞かせの実態にも反映されている。

瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(乳幼児の保護者アンケート442人)

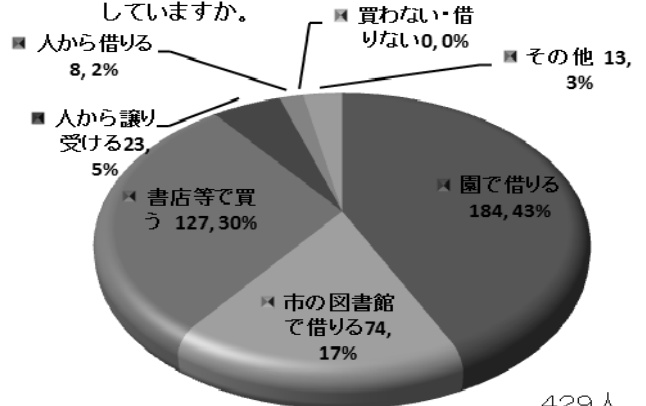
設問8 あなた自身が子どもの頃、本を読んでもらったことがありますか。



430人

●保護者が読書を好んでいる背景には、72%の保護者自身が幼いころに読み聞かせ経験があったという事実が関与していると推測される。

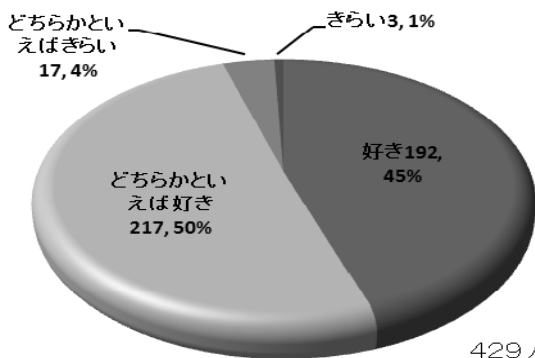
設問11 あなたはお子さんの本をどのように入手していますか。



429人

●本の入手方法として多いのは園や市図書館からの借用と書店での購入である。借りることと買うことと併用しながら、子どもの身近に本のある環境を作っていると推測される。

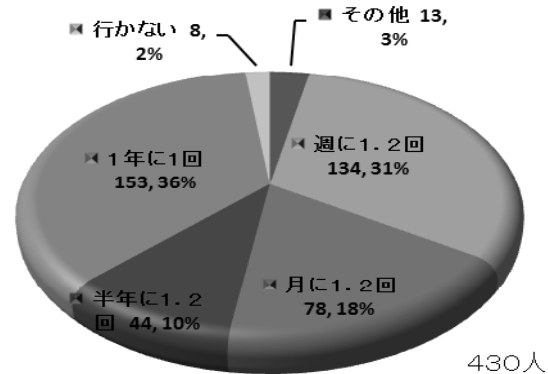
設問9 あなたのお子さんは本(読書)が好きだと思いますか



429人

●95%の保護者が子ども自身も本が好きだと認識しており、親子の間で読み聞かせの楽しさが共有できていると考えられる。

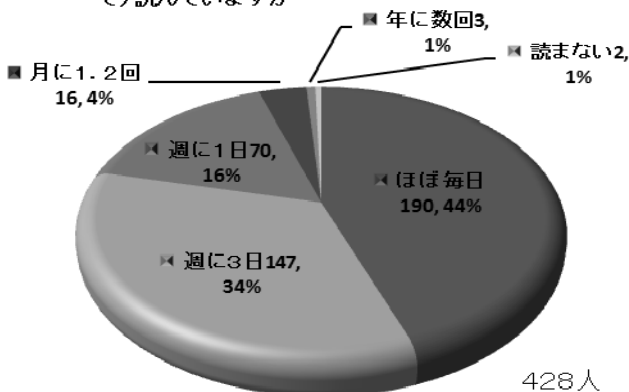
設問12 あなたは瑞穂市の図書館にはどのくらいいきますか。



430人

●市図書館の利用度は1年に1度が36%と一番多く、次いで週に1.2回が31%、月に1.2回が18%と続く。約半数の保護者は月に1.2回市図書館を利用して、本に親しむ機会を作っている、利用度にもかなりの差異がみられる。

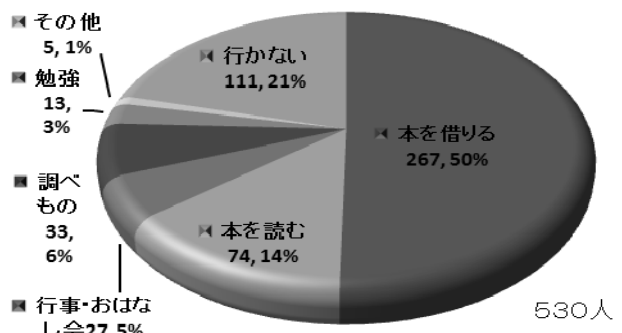
設問10 あなたのお子さんは、どのくらい本(見て)読んでいますか



428人

●日常生活においても78%の子どもが週に3日以上本に親しむ機会があり、家庭における子どもの読書活動が定着していると考えられる。

設問13 あなたは市の図書館に主に何のためにいきますか

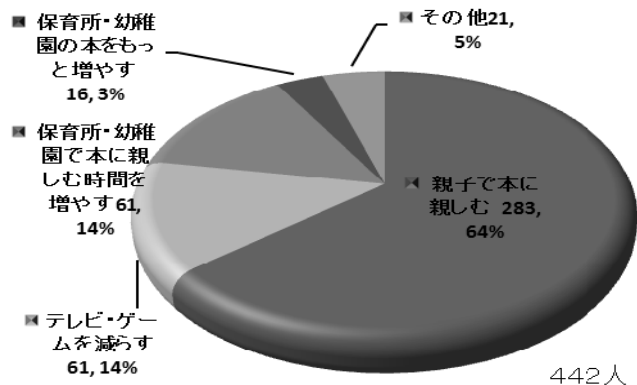


530人

●市図書館の利用内容の64%は本を借りたり、本を読むためである。反面、21%の家庭に市図書館の利用がみられることが今後の課題でもある。

瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(乳幼児の保護者アンケート442人)

設問14 どうしたら子どもがもっと本を読むようになるとおもいますか

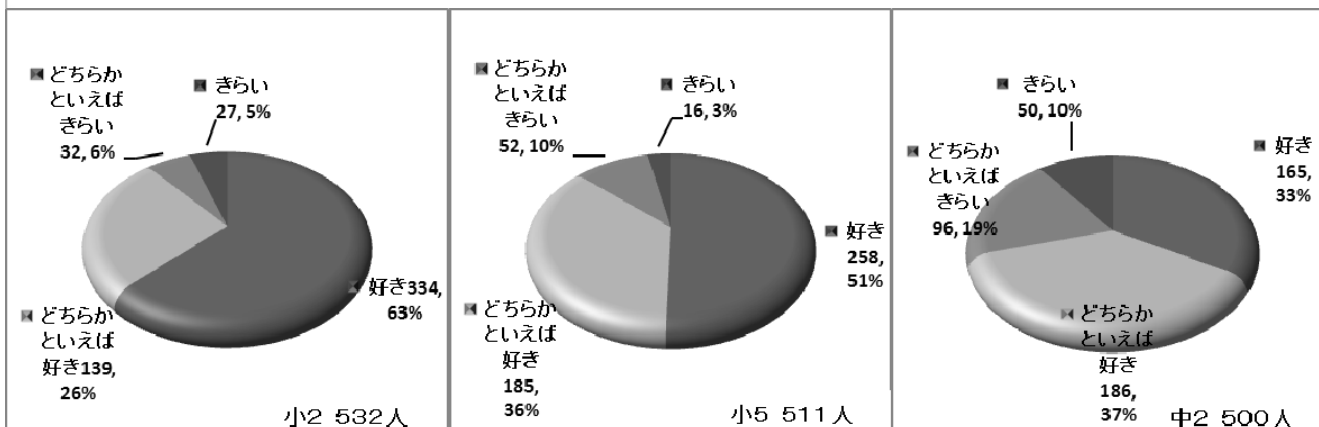


●子どもが本に親しむためには、園や家庭においても大人が意図的に時間を確保することが一番であると考えられている。



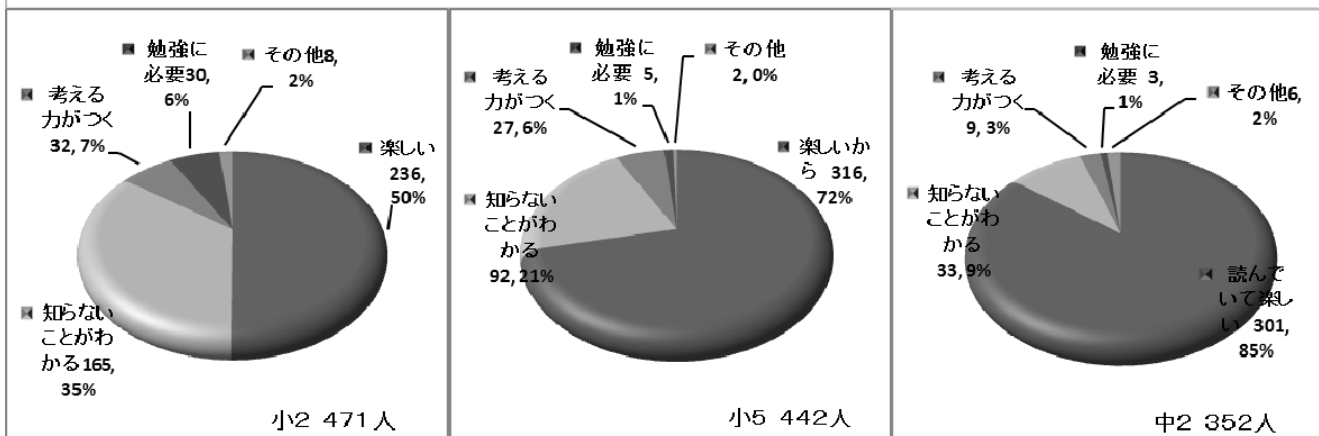
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 小学校2年生534人・5年生512人、中学校2年生501人

設問1 あなたは本を読むのが好きですか。



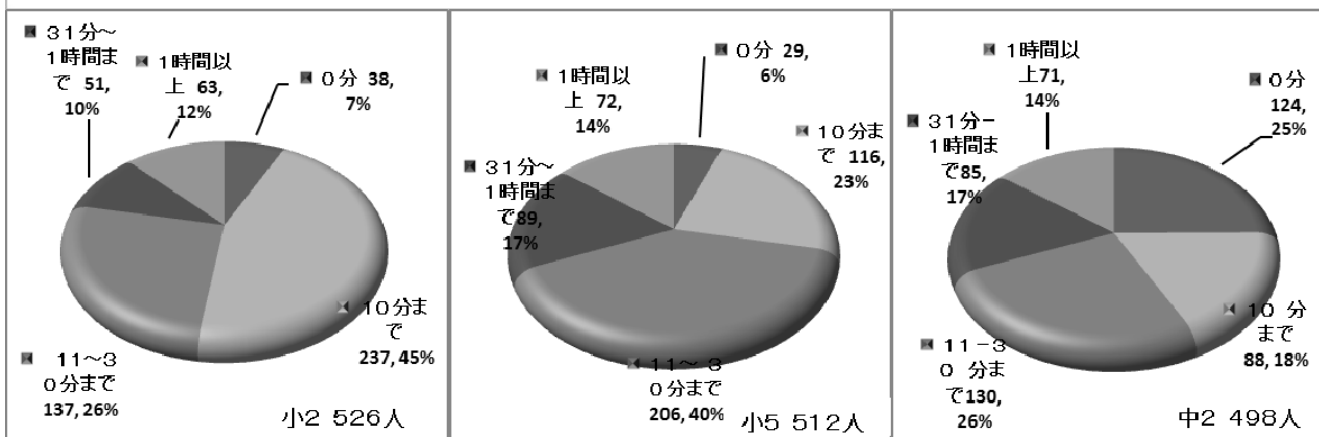
●「好き」「どちらかといえば好き」の合計の割合は小2と小5は変わりはないがね中2になると、約19%ほど下がり、その分、「嫌い」の割合が増加している。

設問2 設問1で「①好き」、「②どちらかといえば好き」と答えた人に聞きます。なぜ、本を読むのが好きですか。



●本を読むのが好きな人の理由として「楽しいから」と答える人の割合が学年が上がるにしたがって増えている(50%→72%→85%)。また、低学年の頃は「知らないことがわかる」という興味・関心や好奇心の強さを表している。

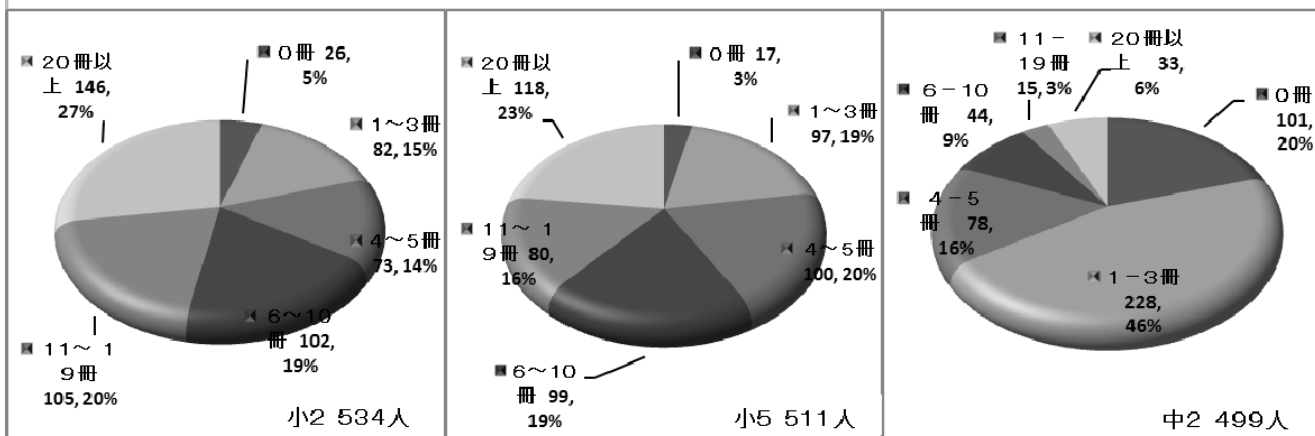
設問3 あなたは家で一日に何分くらい本を読みますか。



●家庭での読書時間は学年が進むにつれて少なくなる傾向にあり、特に中学2年生では25%が0分という結果になっている。反面、1時間以上の読書時間がある児童・生徒が12～14%ある。平成20年の県の学習状況調査では、学校以外の平日の読書時間が10分未満の小学5年生が46.4%、中学2年生が53.7%という結果となっており、瑞穂市では今回のアンケートで、小学5年生が29%、中学2年生が43%という結果となっている。

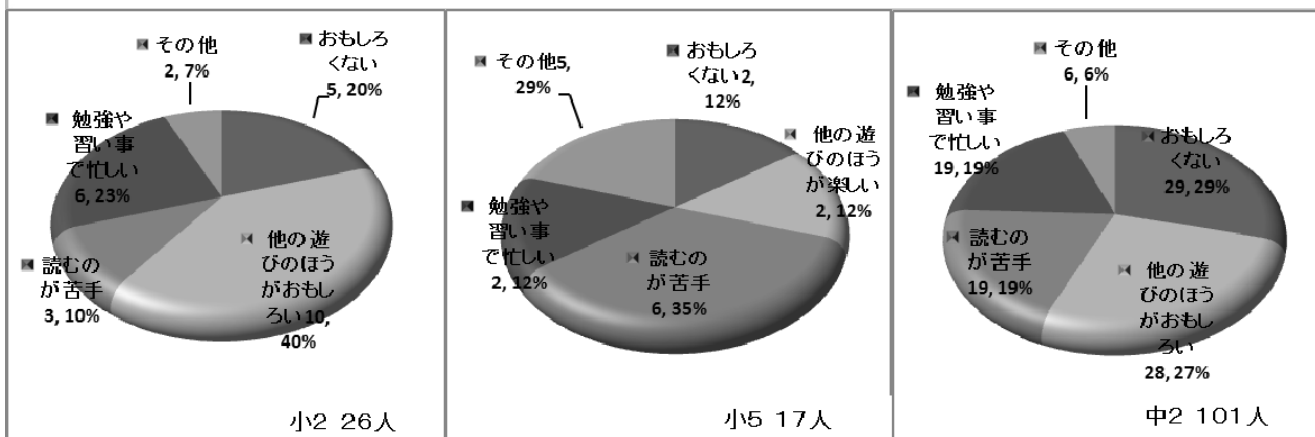
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 小学校2年生534人・5年生512人、中学校2年生501人

設問4 あなたは1か月で何冊くらいの本をよみますか。



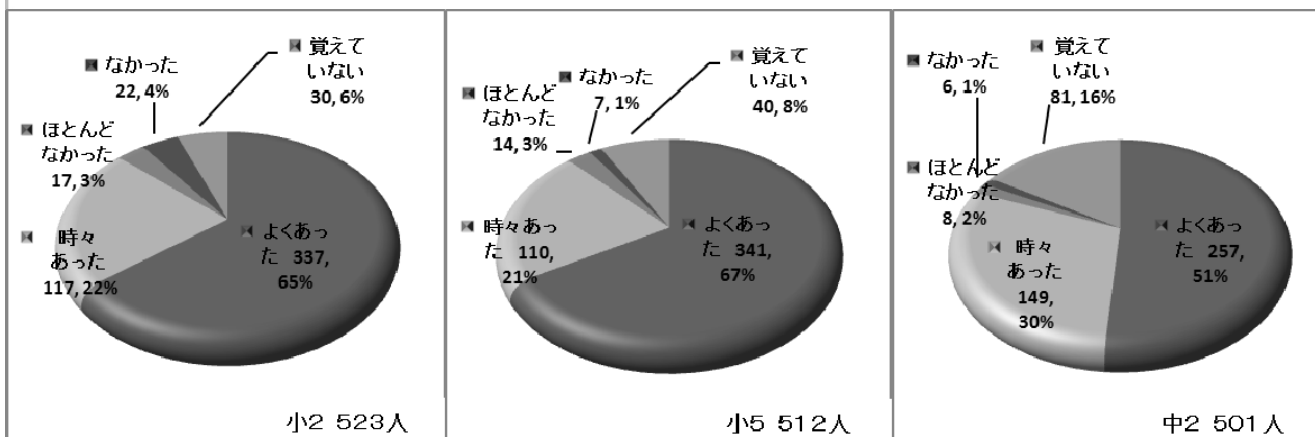
●「2010学校図書館調査」で1か月の読書冊数が0冊の子ども(不読者)という全国平均では小学生で6%、中学生が12.7%となっており、瑞穂市では、小学校2、5年生で4%、中学校2年生で20%となっており、特に中学生の不読者の割合(1/5が不読者)が全国平均を大きくポイントが上回っており、中学生の読書離れの傾向が顕著となっている。

設問5 設問4で「0冊」と答えた人に聞きます。あなたが本を読まないわけは何ですか。



●生活の多様化により、子どもたちの興味・関心も読書以外のことに向けられていることが多いようである。また、「不読者」には本を読むことに苦手意識が強い傾向がある。

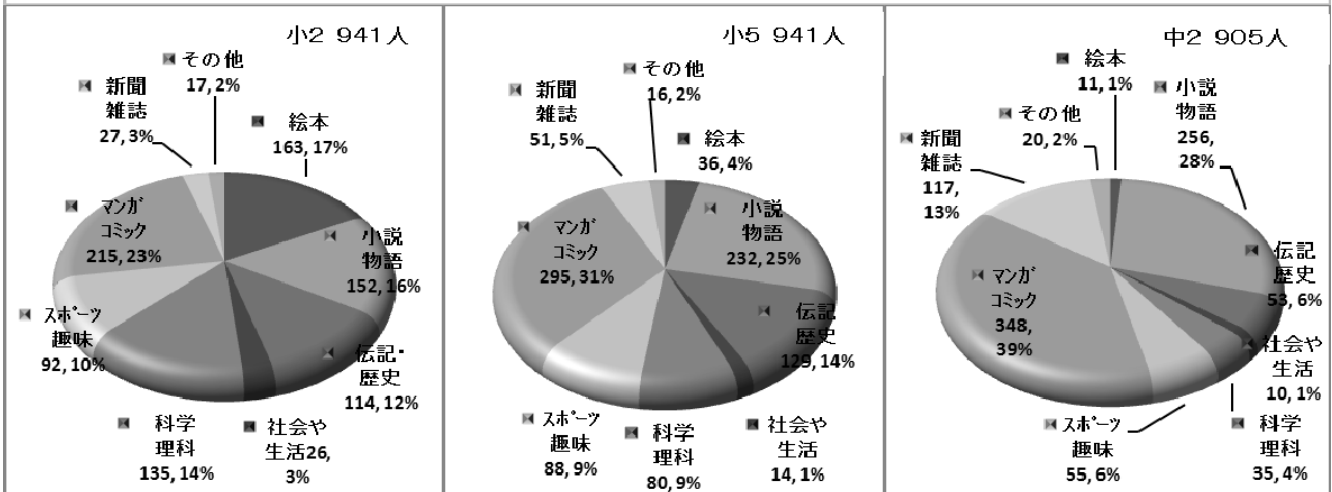
設問6 あなたは小さいとき、家の人や保育所・幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか。



●どの学年の子どもたちにも、幼少期に読み聞かせをしてもらった経験者が多く、8割以上の子どもたちが「よくあった」「時々あった」と答えている。

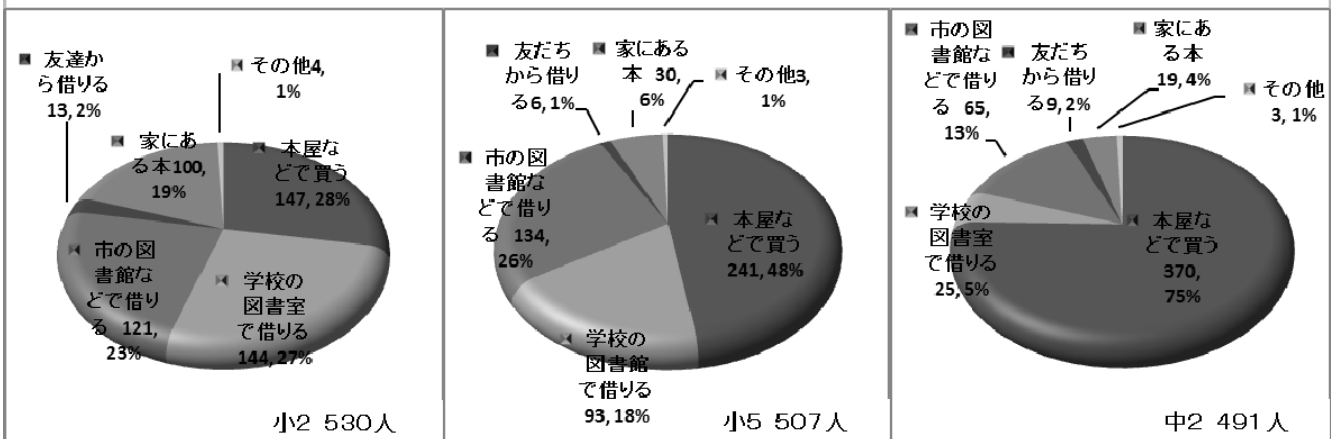
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 小学校2年生534人・5年生512人、中学校2年生501人

設問7 あなたはどんな本なら読みたいですか。(2択まで)



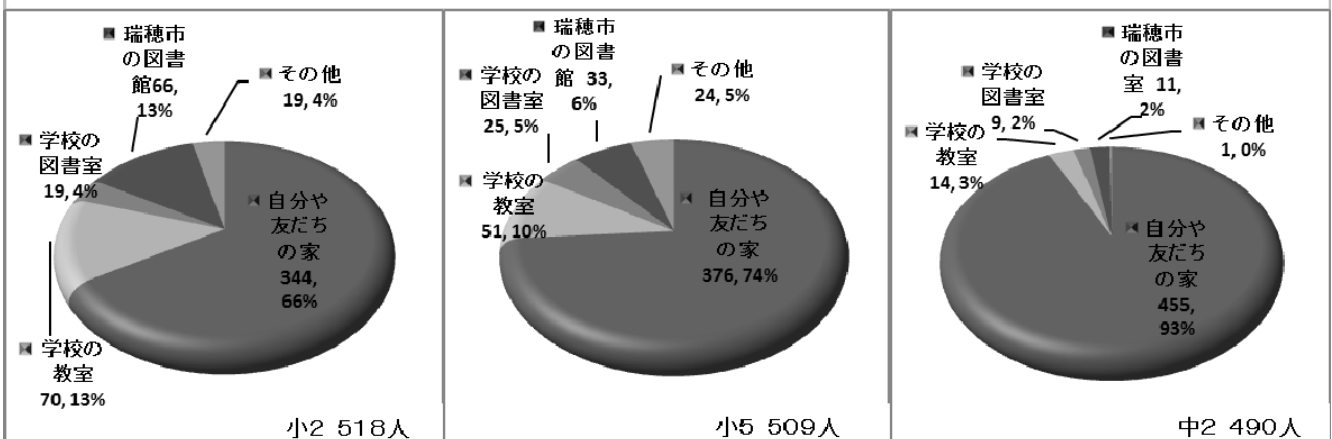
●小学2年生では、親しみやすい絵本が読書対象となることが多く、学年が上がるにつれて、物語や小説そして新聞等、内容的に濃いものを読む傾向となっている。

設問8 あなたは読みたい本をどのように手に入れていますか。



●本の入手方法として小学生は学校や市図書館で借りることが多い。中学生では、特に学校図書館の利用度が減少する。

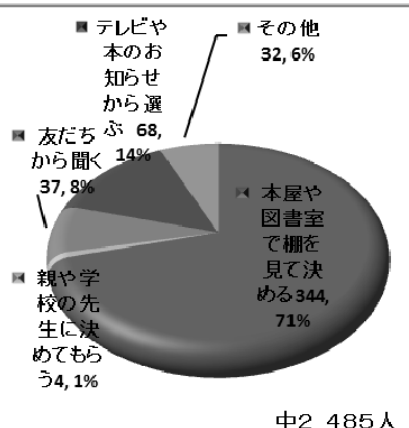
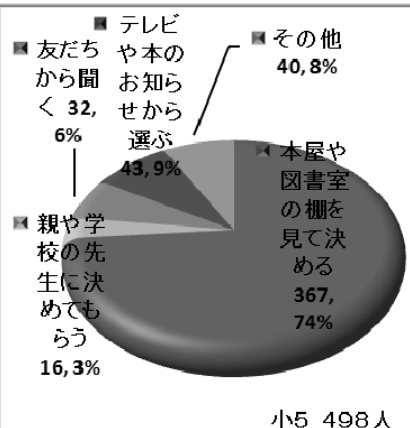
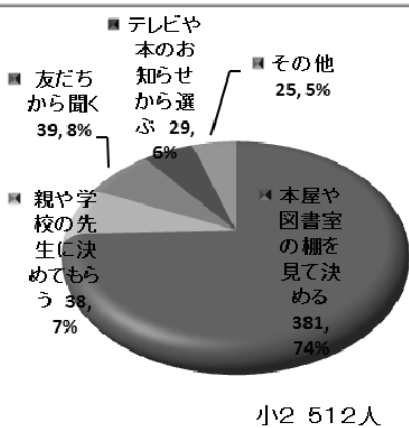
設問9 あなたは本を読むときどこで読むことが多いですか。



●どの学年も自宅を読書の場所としていることが多く、小学生では、学校の教室や図書室も読書の場となっている。

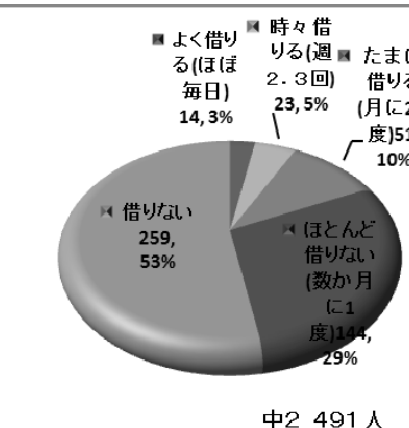
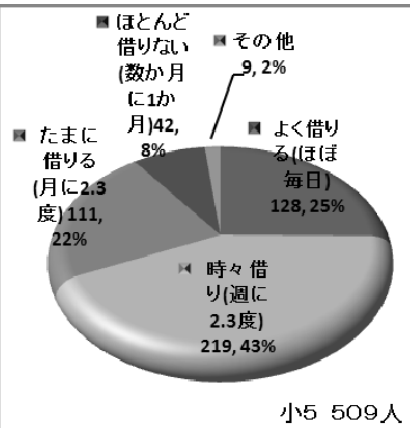
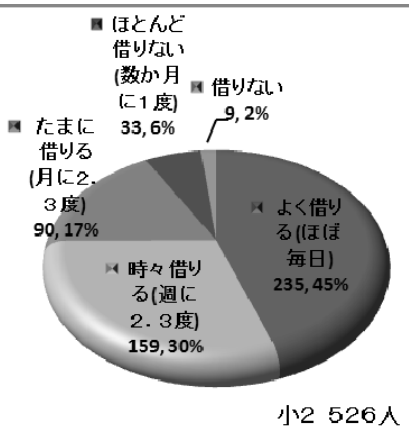
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 小学校2年生534人・5年生512人、中学校2年生501人

設問10 あなたは読む本をどのように決めていますか。



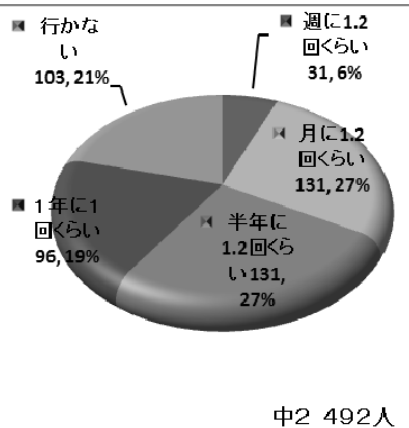
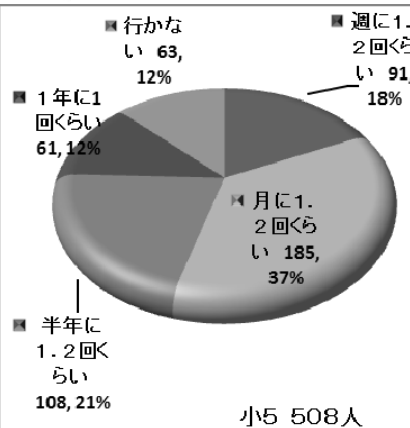
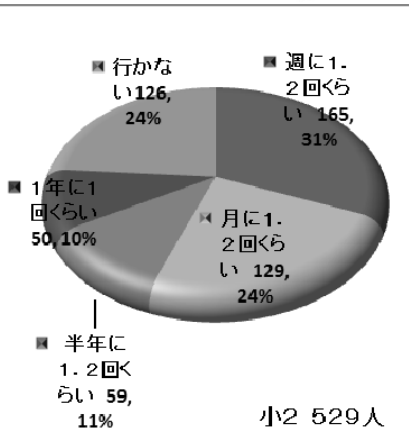
●選書においては学年の発達段階による差異は少なく、7割以上の子どもたちが自分自身で本を確かめて読みたい本を決めている。

設問11 あなたは学校の図書室で本を借りますか。



●中学生では、「ほとんど借りない」、「借りない」が全体の8割以上を占めており、学校図書室の利用度が極めて低い。小学校では、全校読書の取り組みや意図的な読書指導が生かされ、図書室の利用度も高い。

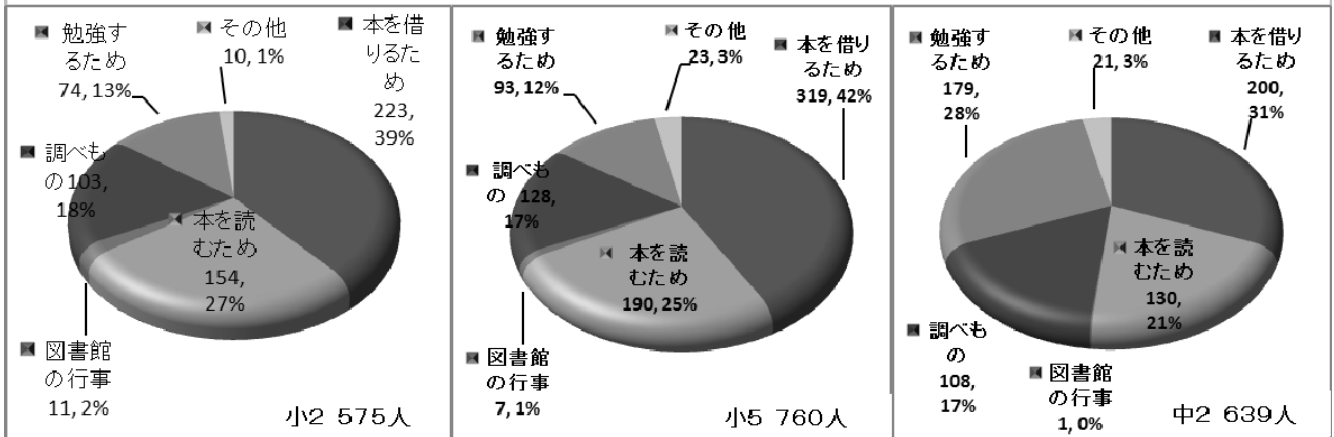
設問12 瑞穂市の図書館(楽修館・楽南分館)にはどのくらい行きますか。



●小学生では半数以上の子どもたちが月に1.2度は市図書館を何らかの形で利用している。小学2年生では、自分だけでは図書館に行けないこともあり、行かない子どもの割合も高い。

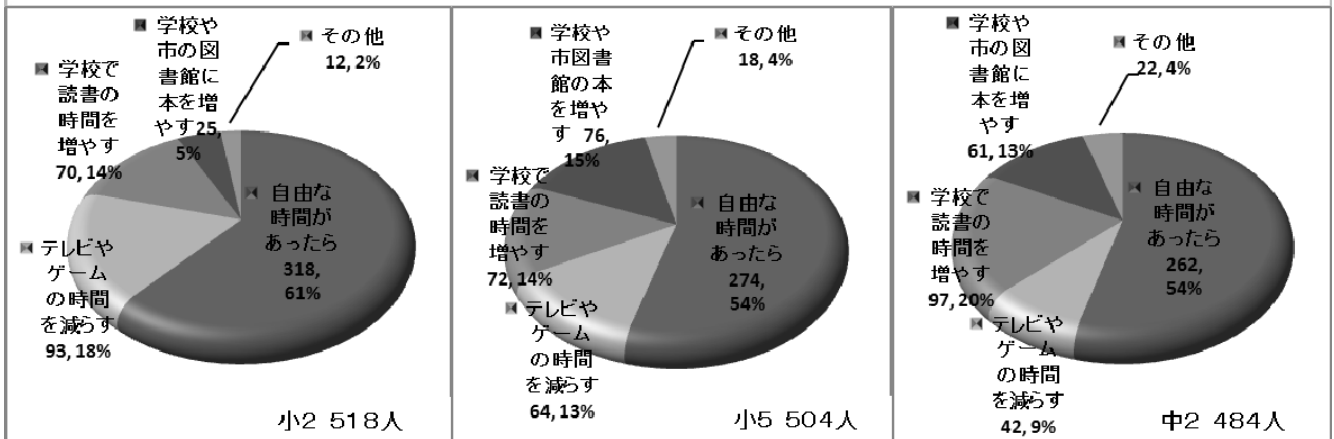
瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 小学校2年生534人・5年生512人、中学校2年生501人

設問13 市の図書館に行ったことがある人に聞きます。市の図書館には主に何のために行きましたか。(2択まで)

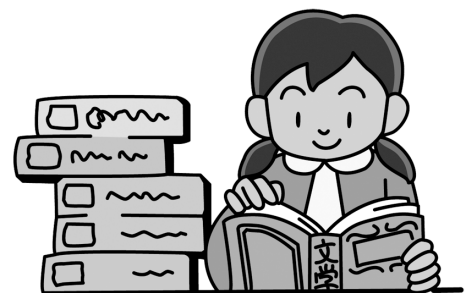


●市図書館の利用内容として「本を借りる」、「本を読む」ことがどの学年においても多いが、中学生では学習の場としての利用が増えている。

設問14 どうしたらもっと本を読むようになりますか。



●子どもたちは日常生活の中で読書のために使えるような自由な時間を持てることを望んでいるようであるが、現実的には、そういう時間確保は様々な理由から困難なようである。中学生では20%の生徒が「学校での読書時間を増やすこと」を望んでいる。意図的な読書時間の設定が望まれる。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



文字・活字振興法

平成17年7月29日 法律第91号

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



子どもの読書活動推進計画策定の経過

会 議 等	開 催 日 等	内 容
策定委員会設置	平成 23 年 6 月 24 日(木)	瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正
第 1 回策定委員会	平成 23 年 7 月 25 日(月)	○委員委嘱 委員長、副委員長選出 ○推進計画策定の趣旨等の概要説明 ○推進計画の基本目標と方針の検討
アンケート調査実施	平成 23 年 8 月～9 月	○保護者、児童、生徒を対象とした読書活動に関する実態と意識の調査。 ○子どもの読書活動推進に関する関係機関を対象とした読書活動推進の現状の調査。
第 1 回専門委員会	平成 23 年 9 月 29 日(木)	○推進計画策定の概要について ○専門委員会の活動計画と内容について ○アンケート調査の結果と活用について
第 2 回策定委員会	平成 23 年 10 月 19 日(水)	○アンケート調査の結果と活用について ○推進計画原案の検討 ・家庭・地域、保育所・幼稚園における読書活動の推進
第 2 回専門委員会	平成 23 年 11 月 25 日(金)	○推進計画素案の検討 ・子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み
第 3 回策定委員会	平成 23 年 12 月 7 日(水)	○推進計画素案の検討 ・学校、図書館における読書活動の推進 ・計画推進の実施体系と努力目標
第 3 回専門委員会	平成 24 年 1 月 25 日(水)	○推進計画素案の検討 ・各関係機関における具体的な取り組みの推進
パブリックコメント実施	平成 24 年 2 月 1(水)～ 2 月 29(水)	○推進計画素案を公表
第 4 回策定委員会	平成 24 年 2 月 15 日(水)	○パブリックコメントの状況について ○推進計画最終素案・概要版案の検討 ○次年度以降の取り組み(推進協議会等)について
社会教育委員の会	平成 24 年 2 月 23 日(木)	○推進計画策定の報告
教育委員会	平成 24 年 3 月 6 日(火)	○推進計画策定の報告
文教常任委員会	平成 24 年 3 月 6 日(火)	○推進計画策定の報告